

文教福祉委員会

平成28年9月5日（月）

午前10時00分～午後3時11分

議会第2会議室

【出席委員】重松 徹委員長、松永憲明副委員長、永渕史孝委員、村岡 卓委員、
高柳茂樹委員、山口弘展委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、
福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
- ・こども教育部 藤田こども教育部長
- ・社会教育部 江副社会教育部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について（決算議案審査）

○重松委員長

ただいまから文教福祉委員会を開催いたします。

なお、本日の次第につきましてはお手元に配付しておりますが、まず、皆様方から提案された4つの案件について、それぞれ執行部からの説明及び質疑を行っていきたいと思います。

なお、執行部への提言は、9月7日水曜日に取りまとめる予定になっておりますが、7日水曜日の取りまとめを円滑に進めるためにも、きょうのうちにある程度委員間討議を進めてまいりたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、このように進めていきたいと思えます。

なお、お手元に「決算審査に係る意見・提言について」をお配りしております。

これは意見提言をまとめていく上での視点を示しておりますので、執行部からの説明を受けて、自分なりの意見を整理するためのメモなどに御利用いただきたいと思います。

後で委員間討議を行いますので、意見の集約をしていただければなというふうに思っております。

なお、執行部の皆様方に申し上げます。

各委員には、1つの案件当たり、執行部からの説明と委員の質疑合わせて30分をめぐりということで承諾をいただいておりますので、執行部の方もこの時間に合わせて簡潔な説

明をお願いいたします。

それではまず、保健福祉部の民生委員・児童委員経費について、執行部の説明を求めます。

◎民生委員・児童委員経費について 説明

○重松委員長

ただいま執行部から説明がありましたけども、これらの件について、委員の皆さんから何か御質疑等ありましたらお受けしたいと思っておりますけども。

○高柳委員

一番最後に御説明していただいた民生委員・児童委員というのは、自治会組織に入っている地域と入っていない地域があるんですが、そもそもこれは単体、独立なんですか、ちょっとお聞かせください。

○成富福祉総務課長

基本的には独立しております。

地域によっては自治会の副会長を兼務するとかという自治会もあるというようには聞いておりますが、基本的には独立しております。

○高柳委員

実は、自治会なんかの会議等に参加されたときにどうしてもいろんなことを聞かれると。聞かれる中でやっぱり自分たちは、言ってはいけないものが多分にあるから、そういうところをいろいろと改善をしてもらえたらという声が若干上がっていますので、その辺の配慮方、指導方よろしく願います。

○成富福祉総務課長

非常に難しい問題でございます。

一つの解決策として今行っております避難行動要支援者名簿の同意方式というやつで、ああいったきちんとした同意がとれているものの情報共有がまずもってスタートラインかと思っております。

おっしゃっているところの課題があるということは十分に認識しておりますので、そこらあたりは整理できればと思っております。

○永淵委員

先ほどおっしゃった、11月と2月に招集をかけていると。それで民生の集いかな、この集いのときとかは、全体が集まってきているということで、意見集約というか、皆さんの中で、こういうことで悩んでいらっしゃる、いろいろと御意見があったら、そういう全体会で皆さんの意見を問うような場所というのはあるんでしょうか。

○成富福祉総務課長

一つには、集いにおいて前半部分で講演、民生委員活動に有意義になるようなお話をしていただける先生の方をお呼びして講演活動をしております。

先ほど言われました御意見を聞く場面というのが正確になるかどうかあれですけども、その後に懇親会といいますか、交流会というのをやっております、市の職員も参加して、そういった中でいろんな御意見をお聞きしているという状況でございます。

○永渕委員

懇親会という形でリラックスした雰囲気ということですけども、今のところは、みんなで集まって今の民生委員に関しての問題を全体会で問うような場所、正式な公式な場所というのはないと考えてよろしいのでしょうか。

○成富福祉総務課長

500人全体を集めて研修をやるというのは非常に難しゅうございますので、地区ごとの研修会でそういった御意見を聞くなり、主任児童委員さん方の集まりであれば主任児童委員の中で、地区の会長さん方がお集まりの中で地区の会長を通じながら、そういった御要望、御意見をお聞きすると、そういった意味で毎月の定例会を開催しているものではないかなと感じております。

○白倉委員

3点ちょっとお伺いいたします。

まず1点目は、欠員が7名というところですが、この欠員のところに対する対応をお願いします。

それと2点目、民生委員数の推移ですね、今、ここに平成27年度の数値はいただいておりますが、さかのぼっての推移をお願いします。

それと、以前は例えば行政区ごとに置かれていた民生委員も、恐らく行政区が合併して、やっぱりなり手の問題もあって、1人の民生委員がされているところも幾つかあると思うんですが、その数がもし把握できていればお願いいたします。そういうので、欠員をカバーしているんですね、行政区の。

○成富福祉総務課長

欠員の対応ですけども、更新のときからずっと欠員になっているところもございます。

当然欠員の更新時期に単位自治会長に直接私どもがお伺いして、いろんな形で御支援をお願いしたり、あるいはその校区の自治会長をお願いしたり、また民協の会長さん方にも間に入っていただいております、またあるいは市の職員のOB等、その区域にいないかとかいうことも幾らか調べさせていただいて、そういったところをお願いに行ったりして努力はしておりますが、結果的に7名につきましては、いまだにできないという状況になっております。

2番目の定数の推移でございますが、平成19年12月の改選時には全体で535ございました。その後、平成22年の改選時は変わっておりません。平成25年12月の改選時にプラス1で536になっております。

今回、平成28年12月1日の改選で538ということでプラス2になっております。ちなみに、

平成19年12月1日に535と申しましたけども、このときが前回の定数から2増1減ということで、兵庫地区のほうで1、あと大和と川副のほうで主任児童委員の増減がございまして、プラス・マイナス・ゼロで、結果的に兵庫のほうでプラス1になっているのが平成19年の改選でございます。

平成25年の536、こちらも兵庫地区のほうに1増ということでの1プラスです。

それと、平成28年12月の分につきましては定数2増ですけども、日新校区で1、兵庫校区で1ということで増になっているところでございます。

行政区ごとに数字わかるかな……。あれでしょう、1つの校区の中で、自治会をまたがって担当している民生委員、1つだけの地区の民生委員の数というようなイメージですかね。

○白倉委員

そういうことです。

校区には何人かいらっしゃいますよね。その中で、従来なら1行政区に1人置いていたずっと過去の経緯があったけれども、そこはもう交代交代で受け持ってカバーしていているところが出てきているんですね、以前からですね。そこは幾つの行政区ぐらいありますかという質問です。わからなければいいです。

○成富福祉総務課長

2つの自治会をお持ちの民生委員とか、3つ以上お持ちの方とかいうのはデータとしてあったような気がするんですが、あとほかに、1つの自治会で2人も3人も持っておられるようなものもございまして、まちなかとかでは結構何百世帯とか1,000世帯近くあるような自治会とかがあったりして、そこに3人とか、そういった方もいらっしゃいます。

2校区以上持っているのが何人ぐらいいるかというデータということですかね。

(発言する者あり)

要は自治会の——今、六百何ぼ自治会がありますけども、そのうちの2つを持っている人が何人いるとかいうことですよ。ちょっと今手元にないんですけども。

○重松委員長

じゃ、後でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

○白倉委員

最初にした質問なんですけれども、欠員のあるところに対してはどう対応されているかというのが、お願いの対応ではなくて、結果欠員になっているわけですから、それをどういうふうにカバーされているのかというふうな、結局、何もないわけでもなくともいいということですよ。そういった意味での対応をどうされているかというところをお聞きしたかったんですが。

○成富福祉総務課長

いろんな地区によって事情は違っているようでございますけども、ある地区では、隣の地区の方があわせて見るという地区もございますし、地区全員で割り振りをして見ていただくというところもありましょうし、また会長自身がその地区の分を担当されているというのものもあるようでございます。地区のほうにお任せしているような状況でございます。

○福井委員

1つは、先ほどの表についての確認ですけど、活動補助金の推移の中で、平成11年——平成10年から9,800円になっていて、9,900円、さらには平成12年から平成15年までは1万円ということになったわけですけども、恐らくこれはその後には合併協議等あったかもしれませんが、この金額の要するに減額された理由というのはどういうことだったのかということをおまづ1点。

それと、もう1つは、自治会長との兼務ということで、先般14人ぐらいの方が兼務されているということでお伺いしておりますけども、要するに民生委員の資格要件と言うと表現が悪いですけども、その要件の中に自治会長という立場をどんなふう把握されているのかということをお伺いしたいと思います。

準公職なのか、その辺のことをちょっと微妙な、そのような判断もあると思っておりますけど、その辺について市の考え方をお願いします。

○成富福祉総務課長

活動費補助金の減額の理由ということでございますけども、一つには、先ほど申しました県からの活動費補助金が毎年改定等されておりますので、そこの部分を勘案しながら目安として対応しているところでございます。

正確に2分の1ということではないようでございます。若干おくれたり早かったりしながら改定をしているようでございまして、国が決めたその基準を目安にして増減をやっているようでございます。

(発言する者あり)

物価等の変動で、国の基準が変わった部分での活動費補助金も減額をしたということでございます。

○田中保健福祉部長

活動費補助金ですけど、国が交付金を県に出しますけど、物価変動に応じて、そのときそのときでその額が変わっているんですね。これは物価変動で変わります。佐賀市は原則的にそれにあわせて変えているというところなんです。

○成富福祉総務課長

自治会長との兼務ということですけども、民生委員と自治会長の兼務の云々という特別な取り決め等はございません。よく仕事をされながら自治会長、民生委員を兼ねていただくという場合に、公務員等については、職場の兼務の承認とか、そういった手続をされた

上で兼務をさせていただいている方はいらっしゃいます。自治会長につきましては、特別にどのような規定等は設けてありません。

○村岡委員

担当世帯の割り当てで、校区ごとだと単純に割れば数字は出てくるんですけども、具体的に市内で一番担当世帯が多い方、最高で何世帯を持たれているのか。

それと、先ほどの自治会長との兼ね合いなんですけども、兼務されてある方が14人ということなんですけど、民生委員として担当されている世帯はどれくらい持っていますかまでわかりますか。

○成富福祉総務課長

校区で申し上げますと、兵庫のほうが平均300世帯を超えております。322世帯ございます。鍋島のほうも321世帯となっております、最高が兵庫のほうで、調整がまだついていない中で877世帯という方がいらっしゃいます。先ほど申しました877世帯については、今回の定数1増で改善できているものと思っております。

(発言する者あり)

今回定数1増になっておりますので、民生委員をふやさせていただいておるところでございます。

○重松委員長

あと2点あったろう。自治会長の兼務。

○成富福祉総務課長

ちょっと今手元に資料がないものですから、その分、ちょっと拾わさせていただければと思います。

○重松委員長

そしたら、後でお願いします。

○村岡委員

済みません。一応ちょっと兼務されての実働の状況ということで知りたかったので、まとめていただければと思います。

○成富福祉総務課長

確認ですが、世帯数のみで結構でしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○重松委員長

じゃ、積み残しの答弁が2つ今ありますので、それもどうですかね、審議内にできますかね。では、すぐ調べてください。

ほかに。

○白倉委員

確認なんですけれども、このいただいている決算1の表なんですけど、民生・児童委員数

と、それと主任児童委員数というのが再掲と書いてありますが、これは、例えば一番上の勧興なら、15人の中にこの再掲の2人は含まれているということなんですよ。それでよろしいですよ。

○成富福祉総務課長

そのとおりでございます。

○白倉委員

そうなった場合に、例えば一番上の勧興なんかもそうですし、金立なんかもそうですが、民生委員法で定められている1人の受け持ちが70から200世帯、それからやっぱり負担が大きくなってきますよね。

例えば、一番上の勧興にしても、15人いらっしやって、最高が200世帯なら、3,000世帯でしょ。ところが、実際には3,338とか、そういうのが金立もそうですし、あちこち散見されるんですが、そういったところに対するのは民生委員法との兼ね合いといいますか、現実こうなんだと言えればそれまでなんだろうが、そのあたりはどう考えていいんでしょうか。

○成富福祉総務課長

県の条例のほうでは、主任児童委員も含めて割るような形で御指導されております。

○重松委員長

もう一回。

○成富福祉総務課長

条例では、この民生委員のほう、主任児童委員も含めて定数として計算するということが聞いております。

○白倉委員

それは県の条例ですか。

○成富福祉総務課長

民生委員法で定められた中で県が条例を定められております。

○白倉委員

先ほどの活動費補助金の件なんですけれども、これに関して、例えば、国からの分は月額4,820円が基本で、佐賀市の場合は9,700円ですから、この差額ですね、それに対して県の補助というのは、差額の負担割合というのはどういうふうになっているんですか。

○成富福祉総務課長

先ほどの4,850円の基準につきましては、国から県のほうに交付税で算定をされているようでございます。佐賀市につきましては何の補填もありません。県からも国からもございません。

○山口委員

民生委員さんたちは、各校区で定例会を毎月1回やられていると思うんですけれども、

そういった場に毎回ではなくても、地域のおたっしや本舗等呼んで一緒に御相談とか、会議体というのは、どの程度の頻度で行われているのかわかりますでしょうか。

○成富福祉総務課長

私どもも当然参加しますし、おたっしや本舗のほうも、定例、毎月地区の会議のほうには参加いただいています。あと社協のほうからも参加いただいております。

○山口委員

そうした中で、やっぱりおたっしや本舗なんていうと、基本的にプロでいらっしやいますので、地域の民生委員さんたちというのは、どちらかというところのほうにおんぶにだっこじゃないんですけれども、かなりの専門的なことはお任せになる。そうした中で、民生委員自身がこういう動きをせんといかんというのが、少しずつ私は地域の中で薄らいできているんじゃないかなという気がしております。

そういった点は、執行部としてはどのようにお感じになっているのか、もしわかれば御答弁をお願いしたいんですが。

○成富福祉総務課長

先ほど相談支援件数が若干減少傾向にあるという数字を申し上げましたけども、そういったところが、おたっしや本舗のそういった相談関係でかなり低減されているのかなというのは感じているところです。

また、それだけでもまだ解決はできておりませんので、私どもが今度取り組みます多機関連携の相談事業ということで、市のほうに相談員を置いて、そういったまだまだ解決できないものを民生委員の負担軽減につながるものと思って進めたいと思っているところでございます。

○福井委員

提言といいますか、この委員会の中でも出ておりました、いわゆる充足率の問題で、やはり充足率ということは、言いかえれば、民生委員にいろいろと回ってお願いをしたところが、なかなか皆さん、なり手が無いといった点がやはり、これはもうどの地区もそうかもしれないけども、要するに兼務の禁止であるとか、それから個人情報の保護、こういったことをきちんとしてなくちゃいけないといったようないろんなそのハードルがありますよね。

この辺のことについては、そういうことを聞くと、いよいよ、ちょっととてもじゃないけどやれないというふうな声が出てくる。

もちろん、そう言いながらも皆さん結構、充足されてはきているわけですが、でも、なおかつ欠員が出てきている状況からしますと、我々が知っているエリアの中でもやはりそういうことになってくると、二の足を踏む、三の足を踏むというふうなことになってくる。

これは活動費の云々というよりも、やっぱり任用の時点での一つの条件、これがかなり

ハードルになっているんじゃないかなど。その辺のハードルをどのようにして下げていくかということについて、執行部としての努力、あるいはそのことの実事判断といいますか、現状の理解というのはどのようにされているのかなどという、ちょっとその辺をお伺いしておきたいと思います。

○成富福祉総務課長

なり手が不足する、その推薦される方がなかなかいないといったところの解決ということではよろしいでしょうか。

繰り返しになりますけども、まず負担軽減ということで、どういった形の負担軽減が考えられるかということで、まず第1に定数をふやすということもありますけども、これは非常に難しい問題があります。

もう一つは校区間の中で件数を平準化するというのもございますけども、これは今回の更新で、幾つかの校区でやっていただいて、そのハードルを下げる意味で、過重な負担にならないように、平均的な形でやるという努力をしていただいている校区もございます。

もう一つのやり方として、校区間での定数のやりとりということがございますけども、これは非常に難しい課題がございまして、単に定数の数だけではおはかりできない部分があって、これについてはちょっと詳しく話すと長くなりますので、地域の課題等、例えば、富士町や三瀬村とまちなかとは同じレベルでお話ができないとか、あるいは地域の自治会間での歴史的なつながり等でなかなかひつついたり離れたりというのが難しいとかいうのもありますし、校区によって、その地域の世帯数だけではなく、世帯数は少ないけども高齢者ばかりだとか、困窮者が多いとか、市営住宅、県営住宅、そういった団地とか、いろんな課題がありますので、一概にそういった校区間でのやりとりというのは非常に難しいなど。ただ、やらなければならない部分の一つではあるかと思っております。

○田中保健福祉部長

地区によっていろんな課題があります。なかなかなりにくい、引き受けにくいというような現状もたくさんあるんですが、今言ったようなことを随時やっていかなきゃいけない、地区地区の特別なところもやっていかなきゃいけないんですが、大きくは、やはり相談体制については、十分しっかりやっていきたい。民生委員の相談体制ですね、相談できるようなところをまずはつくりたい。それには多機関とか、そういうものに取り組んでいくということ。

それともう一つは、地域の方々に民生委員制度ということについて、やはり周知を再度しっかり図っていく。ここが一番重要になってくるんじゃないかなど。なかなかその辺の周知ができていない、わからないと。だから、なり手もなければ、そこら辺の理解もないというところがうかがえます。

民生委員になった方々にアンケート等で聞きますと、本当に負担だというところよりか、若干負担だという人が半分くらいで、そう負担ではないよという人が3割、4割いらっしや

いますので、やはりその辺のところをしっかりともう一回、再度検証しながら、地域での周知を今後しっかりと図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○松永憲明副委員長

相談件数が減ってきたことの原因等の説明があったんですけども、聞くところによりますと、例えば施設に入っておられる独居老人の方、この方々の相談というのが結構民生委員にもあっているらしいんですよ。子どもたちが別に住んでおられる、家族の方がおられるんですね。別に住んでおられる状況の中で、子どもたちは施設に入れてしまいたいというのがどうしてもやっぱり最優先にされてしまって、御本人の思いとは別の形でそういうふうになってしまうケースが多いそうなんです。

そうすると、やっぱり施設に行ったりなんかして話を聞くと、自分のうちにどうしても帰りたいというようなお話をされるそうなんです。それは地域包括ケアとの関連も出てくるだろうと思うんですけどですね。

だから、かなりいろんな相談があっている、幅広い相談があるんじゃないかなと思うんです。そういったものを執行部のほうとしては、先ほどアンケートもとっておられるというような話でしたけども、何か集計されたようなものがございますか。

○成富福祉総務課長

アンケートを実施した分で幾らか集計したものもございますけども、そうですね、先ほど言いましたように、やはり民生委員の相談に対応できる体制というのをつくっていくことが、先ほど言われたような個別のそういった困難事例というものに対する対応の仕方になってこようかなと思います。

また、民生委員さん方の意見というものをこれまでも幾つも聞いておりますので、そういった民生委員さん方の御意見を踏まえながら、対応を考えていければなと思っております。

○松永憲明副委員長

ですから、そこら辺で民生委員の方々が負担に感じられるのか、あるいはどういうふうにあと持っていけばいいのか、自分で抱え込まずにどういうふうに対応をしていけばいいのかというのは、恐らくいろんな講習会、研修会の中で話はあると思うんですよ。

ですから、そういったところのふだんの体制づくりというのがきちとなされておれば、スムーズにいくのかなというように思うわけですよ。だから、そこら辺がなされているとは思いますが、実態がどうなのかという、ちょっと疑問にも思うところがあります。

○成富福祉総務課長

個別の対応で処遇を決定するという話はなかなか難しい部分がございますけども、校区によってはそれぞれ抱えられている困難事例を研修課題にしながら、こういったときにはどうすればいいのかというようなことをみんなで相談しながら、研修活動を積んでいかれて、そういった処遇について対応されているという地区もございます。

基本的にはそういった形で、地区の民協の中でそういった相談を民生委員同士でやっていただくということもまた定例会の目的の一つになっているかなとは思っております。市のほうもそういった体制をつくっていくということは、当然やっていくべきものと考えております。

○白倉委員

先ほどの活動費のことを御説明いただいたんですけれども、ちょっとこれは参考のために。例えば、活動費が少し上がったから受けてくださるかどうかというのは、また別問題だと思うんですが、先ほど国からの分を一旦県が受けて、県が市にというのは、活動費としての月額4,820円だったんですが、資料番号20の72ページに出ているこの金額ですね、結局市独自で出しているというのは、9,700円引く4,820円のこの差額分だけですか。市独自でこの民生委員活動に関して出しているというのは、トータルでどれぐらいになるんですか。今現在、ちょっとこの表の中身を説明していただければ。

○福祉総務課副課長兼福祉政策係長

こちらの表の中身で説明しますと、一番上の分ですね、活動費補助金の6,300万円のうち市独自で出しているのが15万9,600円、これらはボランティア保険の分になります。

それと、2段目の運営費補助金約1,000万円の分については、市独自の分は414万3,800円になります。

一番下の協議会補助金の260万円ですね、これは全額市が出しております。

合計しますと、690万3,400円が市独自の負担となります。

(発言する者あり)

済みません。一番上の分につきましては15万9,600円と言いましたけども、それプラスの合わせて3,135万4,800円ということで、合計で3,800万円ほどが市の負担という形になります。この3つを合わせてですね。

○白倉委員

ありがとうございました。

そしたら、活動費だけに関しての人数を掛ければいいんでしょうか。

○成富福祉総務課長

今現在、全く同額になっておりますので、この2分の1が佐賀市の負担ということになります。ちょっと詳しく説明しますと、民生委員会長活動費というものがございまして、そちらが年間62万円ほどございます。そのうちの半分の30万6,000円が市の負担となっております。

あと、先ほど申しました15万9,600円というのは市単独になりますけども、民生委員・児童委員協議会活動費補助金として15万9,000円、あと民生委員協議会の運営費として、これは県のほうからいただいている分です。——市の分ですね。失礼しました。先ほどの分は県からの分だけです。

あと地区民生委員協議会活動推進費として520万円——済みませんでした。934万円のうちの520万円が県ですので、その差し引いた分が市だけの単独の経費になります。

○白倉委員

いろんな大まかな活動費とか、民生委員個人に活動費としてお渡しする分というのが、この表で9,700円なんですね。そのうち、県を通して国から来る分があるんですね。その差額は全額佐賀市とおっしゃいましたよね。ですから、それが幾らになりますかということなんです。そこをちょっと教えていただければ。

○成富福祉総務課長

3,195万5,200円ということで、ちょうど半分、2分の1が市の負担になります。

今、決算書の資料で申しますと、6,317万4,000円となっているところにボランティア保険の15万9,600円が含まれておりますので、この分を差し引いた分の2分の1ということになります。ボランティア保険のほうは、市の単独で出している分になります。15万9,600円

○田中保健福祉部長

先ほど説明したのは、9,700円はその半分以上を佐賀市が出しているということです。それが6,317万4,000円のところで、15万幾らをその別にボランティア保険で出していますので、その残りの半分になりますと。

それから、あとの補助金はどうかということと……

○福祉総務課副課長兼福祉政策係長

2行目の協議会運営費補助金につきましては、県からの交付金として1,700円掛け536名、これは民生・児童委員の定数になりますけど、その分が91万1,200円、それと、20万円掛け26名ということで、26名は地区民生委員の数ですね、これが520万円来ております。合わせて、611万1,200円が県から来ております。その差額の414万3,800円が市の負担という形になります。

○白倉委員

今、活動費が自治体によって、若干なりともちょっと違うんですね。それが1つあるのと、それと先ほど一番最初に聞いた説明では、佐賀市が活動費として1人当たり月額というもの、これは実際に支払われているお金でしょ。1人当たりに活動費として、そういうことでしょ。

(発言する者あり)

9,700円と。ところが、民生委員法によっては4,820円、これは佐賀市の場合は差額はそんなにありませんよ。けども、それは国から県を通して入ってくると、一応民生委員法で決めた4,820円でしょ。でも——4,850円。ああそうか、わかりました。

そしたら、これがもし9,700円が少し値上げしても何してもその分は全部市が持たなければいかんということですね。ごめんなさい、ちょっと数値を勘違いしていました。

○重松委員長

まだ御質疑をお持ちだと思いますけれども、ちょっと時間が20分も経過いたしましたので、これで民生委員・児童委員経費についての説明を終了いたします。

では、担当の方、お疲れさまでした。

それでは、次に配食サービス事業について執行部の説明を求めたいと思います。

○江頭高齢福祉課長

高齢福祉課でございます。

確認事項といたしまして、配食サービス事業における安否確認事業チェック表の取り扱い、それから、利用状況についての御質問がっております。

確認事項の説明に入ります前に、大変申しわけございませんけれども、前回8月31日の委員会で私が回答しました内容に誤りがございましたので、ここで訂正をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○重松委員長

はい。

○江頭高齢福祉課長

前回、この配食サービス事業の審議の中で、白倉委員のほうから利用回数の制限はないのかということで確認の御質問がありましたけれども、それに対しまして私から利用回数に制限はないというふうに回答いたしました。しかし、このたびの確認事項によりまして、安否確認事業チェック表の取り扱いを確認しましたところ、回答に誤りがございました。

追加で提出いたしました安否確認事業チェック表がございましたら御参照願いたいんですけども、よろしいでしょうか。

まず、申請があれば、このチェック表で利用の可否を決定する取り扱いですけれども、このチェック表にありますとおり、審査では、利用者の必要度合いに応じてランク分けを行い、週当たりの助成となる回数を週3回以内、週5回以内、週7回以内に区分をいたしまして、制限を設けておりました。

利用回数に制限はないという回答は誤りでございますので、発言を訂正させていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

なお、利用者の希望によりまして、制限を超えて利用することも可能ですけれども、この場合は市の助成の対象とならず、お弁当代金につきましては、全額利用者が負担するということとなります。

◎配食サービス事業について 説明

○重松委員長

ただいま高齢福祉課のほうから配食サービスについて説明がございましたけれども、この件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思います。

○山口委員

先ほど申請者のところで、65歳以上単身もしくは高齢者世帯で、本人または家族、おたっしや本舗等が申請をするということだったんですけれども、これは本人がこういったものを希望するということを確認です。希望するということであれば、どなたが申し込まれてもいいということですか。

○江頭高齢福祉課長

私の説明がまずかったかと思えますけども、申請は基本的に利用者本人からいただくこととなります。

そして、申請をされるに至る場合のケースとして、本人ですとか御家族の方が市役所の窓口にご相談に来られて申請に至るですとか、本人や御家族がおたっしや本舗に相談をされて、そして申請に至るというケースがほとんどであるというふうなことでございます。申請自体は本人様からいただいております。

○山口委員

前回いただいた保健福祉部決算2の資料の中に、委託先でありますとか、実際の利用者数というのが表に載っております。

今、佐賀市全体の中で、例えば上半期のクッキングセンター佐賀というのは久保泉工業団地の中に1カ所しかございません。まごころ弁当というのは、これも1カ所しかなくて、そこが要は佐賀市全域にこれだけの利用者のところに配っておられるのか、いかがでしょうか。

○江頭高齢福祉課長

このまごころ弁当佐賀店となっておりますけども、鍋島のほうにございます。

ちょっと実情を申しますと、平日は従業員もおられて、その方たちが配食をされておりますけども、土曜、日曜につきましては、まごころ弁当は御家族だけでサービスを行っているというふうに聞いております。

(「佐賀市内全域か」と呼ぶ者あり)

佐賀市内を全域カバーできております。

○山口委員

そしたら、下半期で10月は58利用者数、それから3月は43とかありますけれども、これで、例えば鍋島を拠点にして、一番遠いところというのはどのあたりまで行かれていますかわかりますか。

○江頭高齢福祉課長

おたっしや本舗別で御説明してもよろしいでしょうか。

今現在、おたっしや本舗別で見ますと、旧佐賀市の成章地区、それから城南地区以外の地域で利用がっております。昭栄と城西が7名と最も多く、それから山間部では、三瀬で3名、それから富士町で4名の方が今現在利用されております。

○重松委員長

いいですか。ちょっと関連で、例えば配食をする場合は、その種類ですね。例えば糖尿病患者の方とか、いろんな肝臓病食とか、その人によって違うと思うんですけど、そこら辺のすみ分けというのはされているんですかね。

○江頭高齢福祉課長

配食の利用決定ができたところで、業者のほうから御本人にお弁当の内容について御希望を聞かれております。基本食については大体500円ほどなんですけれども、このほか、カロリーを調整したもの、それから、低タンパクのもの、あるいはムース食といってちょっと歯のぐあいの悪い方に対応するような食事を用意をされておりますので、御希望を聞いて配食されているということです。

○重松委員長

値段的には少しあれですか、高くなるんですか。

○江頭高齢福祉課長

低タンパク食が一番高くて、858円という内容になっております。

○高柳委員

弁当は当然オプションとして配食をします。弁当を食べるときの介助というところまでは望まれていないわけですか。

○江頭高齢福祉課長

介助については行っておりません。

○高柳委員

それと、安否チェックの関連なんですけど、チェックシートの中に介助があれば外出することができる状態、①基準点、こういうのがやっぱりリンクして、食べられない人が弁当の配食を——ちょっとこの辺の説明をお願いしたいんですけど。

○高齢福祉課副課長兼介護予防係長

この安否確認事業については、要支援とか要介護を受けた方も利用することができます。ということは、ヘルパーとかが例えば週2回とか来られる場合もあります。それで食事をされる場合とか、その介助と一緒にすることもできますし、あと家族が基本的にはされる場合もありますが、基本は食事を提供という形で、食べていただくというものの確認という形で安否確認をしております。

○高柳委員

そうすると、介助される人と日時と回数とあわせてところで一緒にセットすれば、このオプションが可能になるという考え方でいいですかね。

○江頭高齢福祉課長

ただ、これも介護保険法の中の地域支援事業としてやっておりますので、介護保険サービスと重複しての利用はできないことになっております。

○田中保健福祉部長

原則、これは在宅の方を対象としていますので、1人で在宅されている方ですね。そこまで介護が必要であればまた別の分野になります。この事業はあくまでも、単独でお住まいの高齢の方ですね、高齢者のみとか、高齢者1人とか、そういう世帯を対象にしているということになりますので、そういう食事とかが自分でできるというのが原則です。

○重松委員長

この宅配は、原則手渡しなんですか。それとも、例えば、不在の場合はどのような取り決めをされていますか。

○江頭高齢福祉課長

お時間を確認して、配達時間なども確認をして、予約制でやっておりますので、手渡しが原則です。そのときにもし不在であれば、もう一度、再度配達に行きますけども、それでも不在の場合は、こちらのほうに連絡が来るようになっております。

村岡委員

済みません。チェック表の見方でちょっと確認なんですけど、これは点数で利用回数が決まるんですけど、この基準のところに対象外というのがあるのは、これがあれば、仮にほかのやつで点数が6点あっても対象外になるという捉え方でいいんですか。0じゃなくて、対象外と書いてあるのは。

○高齢福祉課副課長兼介護予防係長

見ていただきますと、外出頻度がほぼ毎日だとか、ほぼ毎日見守りをしてくれる方がいらっしゃるとか、民間サービスによるサービスを毎日受けておられる方がいらっしゃったら、ほかの部分の点数があっても対象外にしております。

○白倉委員

この配食サービス事業というのは、平成27年度決算で10月から安否確認事業というのにちょっと名称も変わっているので、すっとんと理解しにくいところが実はあるんですが、このいただいた安否確認事業チェック、これは単なる安否確認チェックの表ですよ。

これは1回、安否確認したら270円要りますよと。そのうち、市の負担額が150円とか、その分ですよ。だから、個人負担も当然出てくるわけですよ。

これと、従来のお弁当がこの方には希望して配れる配れないというのはまた別でしょう。お弁当のほうは制限があるんじゃないですか。本人が希望したら、例えば週2回とかいろいろ利用されていますけれども、それ以上は自己負担とかなんとかかんとか、それでもやっていますかね。お弁当のほうの制限回数とこの安定確認の制限回数、これは全く一緒ですか。違うんじゃないんですか、ちょっと質問です。

○江頭高齢福祉課長

まず、配食サービスということで、今まで必要な方にお弁当を届ける、そして必要に応じてお昼と夕方2回も届けることができるというような扱いで、平成27年の前半までやっておりましたけれども、介護保険法の改正もございまして、配食のみというのが介護保険

法で認める地域支援事業の対象から外れてしまうことになったわけですね。

ですから、私どもとしましては、平成27年度後半から、要綱を——要綱でやっておりますけども、要綱を変更いたしまして、安否確認事業、基本的にそちらのほうの事業に変えました。

ですから、安否確認事業ということでは1日1回を上限としておりますし、その安否確認をされることに対して助成を行うということです。ですから、お弁当を頼む頼まないというのは、基本的にはオプション使いということでやっているところです。

○白倉委員

そこなんですよ、介護保険法の変更によってこれの名称も変わったと思うんですが、いろんなお金の流れの関係でですね。

そしたら、例えば、安否確認を週5回してほしいわという方がいらっちゃって、チェックも全部認められたと。その人が週5回、お弁当を同時にとることはできるんですか。

○江頭高齢福祉課長

私どもが認めた利用の範囲の中では、助成の対象としております。

○白倉委員

そしたら、従来のお弁当配食サービスよりもある程度条件が緩和されたのかなと私思うんですが、それで希望すればということで、わかりました。

それで、配食サービスをするときに、本来、安否確認もしてくださいよということで従来始まってきた事業なんですけど、事業者の方に関しては、配食サービスのいろんな部分ですね、自己負担と市が150円、お弁当に関してはこうこうするんですけども、それと同時に利用されている方に関しては、プラス安否確認、150円も加算されて払われるということですか。

例えば、お弁当と安否確認といたら一体のものになるのか、安否確認だけでいいですよという人もいるわけですよ。

それで、お弁当をとる人は、同時に安否確認が自然と入ってくるわけですよ、手渡しになるからですね。そこのところはどう整理したらいいんですか。

○江頭高齢福祉課長

まず、平成27年後半から大きく変わったことは、安否確認のみでの利用ができるということになったわけですね。この安否確認の費用につきましては、270円と設定しております。そして、150円が助成の対象ですので、安否確認だけという場合は、利用者は120円を払っていただくこととなります。

それから、お弁当との兼ね合いですけども、このまごころ弁当ですけども、お弁当を注文される方については、安否確認事業のお代はいただかないということになっているんですね。そういったことで、お弁当を頼まれたときは、例えば400円のお弁当だったとしますけども、400円のお弁当を届けられたときに、安否確認事業ということでは費用は

出ませんけれども、ただ、お弁当を届けること自体が安否確認でもありますので、私どもとしては150円の助成をします。お弁当を届けることについてですね。

そして、400円から150円を引いた250円が利用者負担ということになります。そして、この利用負担制限を超えた部分については、全額を利用者が払っていただくという取り扱いでやっております。

○山口委員

済みません。この前も聞いたかもしれませんが、こういう制度があります、事業がありますという情報の出し方について、もう一回、整理のためにお伺いしたいんですが。

○江頭高齢福祉課長

まず、私どもとしては、この制度が変わったときにホームページで御案内をしましたことと、それから、既に配食サービスを利用されていた方については、ちょっと説明書きを加えて、また再度利用されてはどうかということの御案内をいたしました。

それから、やはりこの利用申請というのが直接市役所に相談に来られる、あるいはおたっしや本舗ということが多かったものですから、10月からの制度が変わる前に、8月におたっしや本舗のほうを集めて利用の変更について説明会を実施したところでございます。

○山口委員

おたっしや本舗という言葉が出てくるんですけれども、そうなった場合というのは、そのおたっしや本舗とお付き合いのある、私から言わせればある程度固定化された人なのかなど。ただし、今御説明があったのは、申請者の条件としては、本人もしくはというようなところ、基本的には本人が申請をしないといけないけれども、希望があったらば、それは受け付ける形になるわけですね。

広く一般のそういった方々たちへの情報発信というのは、さっき言われたホームページぐらいなんでしょうか。

○江頭高齢福祉課長

地域住民の方々に向けては、職員の出前講座ですとか、保健師がやっておりますような健康教育、こういった場で利用の御案内を実施しているところでございます。

○江頭委員

これは、最初に説明があったのかもしれないですけど、例えば、さっき介護保険法の改正によって途中から、上半期の配食サービス事業が安否確認事業に変わるということは、配食サービス事業というのが、その介護保険法にうたってあったんですか。それで、できなくなったと解釈するのか。これは例えば、介護保険法改正がどうであろうがこの配食サービス事業というものを市がやろうとすればできると判断——このサービスね。変えなくちゃいけないというのは、もう法で決まったから変えなくちゃいけないのか。

私がどうしても解せないのは、普通は当初予算をつけて、こういうサービスをやりますとって事業をやる。それが年度途中に変わるということってというのは、非常に珍しい形

ですね。法が改正になったからしなくちゃいけないのかどうか、そういうところというのがはっきり説明を受けてないみたいで、わかんないんですよ。

○江頭高齢福祉課長

2つ理由がございます。理由というか、まず1つは、国のほうですけれども、これはやっぱり、介護保険法が変わったときにガイドラインということで示されておりますけれども、単なる配食は介護保険の対象にならないと。ただ、栄養改善を目的とした配食ですとか、見守りとともに行う配食、これについては、これまでどおり認めるというような内容でございます。

ただ、このサービスを変えた理由でございますけれども、その前の平成26年度までは、クッキングセンターに配食サービス事業をお願いしておりましたけれども、どうしても市内全域というところでの配達がちょっと困難であるというような相談も受けておまして、私もちょっと制度を検討しますので、できれば平成27年度、その制度ができるまで何とか続けてほしいというお願いをして、平成27年9月まではクッキングセンターに続けていただいたところでございます。

そして、その間に市内のお弁当業者などに事業を示してできるかどうかを聞いたところ、まごころ弁当が指名業者の中で唯一やれるということをお願いいただきましたので、10月からそういった制度に変えたところでございます。

○江頭委員

この上半期の配食サービスを利用していた方について、下半期利用者数を見ると、約20名近くの方が漏れたわけですよ、事業変更によって。この人たちの承諾というのは当然とられたんでしょうけれども、こういう方々というのは、今まで配食サービス事業というのは、大体この七、八十名の上半期の数だったんでしょうけれども、約20名ぐらいの漏れた方ですよ、その後のケアというのは全然ない、事業が変わったからということで、もう該当しませんからということになっているのかですね。そうすると、この配食サービス事業というのが、こういう……。

例えば、今、介護保険法の一番の改正というのは自立でしょ。要するに施設じゃなくて、家庭内自立というところでもって国がやはり介護の見直しをやった部分だと理解しているんですけども、こういうところに方針が、施設に行かなくて、とにかく家庭内の中で支援をしていくんだという介護保険法の改正とちょっと違うところがあるんじゃないかと思うんですけど、その点はいかがですか。

○江頭高齢福祉課長

まず、この制度を変える前までの配食サービスの該当の方なんですけれども、実はこの方々に対しても、チェック表、これはちょっと少し10月で内容を見直しましたけども、ある程度のチェックと、それから利用回数の制限を行っていたところでございます。

そして、決算2の資料にありますとおり、昨年9月時点で利用者が60名いらっしゃいま

した。そして、10月のサービス変更のときに説明をいたしまして、新規もお願いしまして、58名ということで、そこで極端に減ったわけではございません。

ただ、この利用者の方々が年度末で43名まで減っておりますけども、これは亡くなられたり、それから、ちょっとその後、介護の度合いが進んで入所されたりということで、そういったことでの減少の理由でございまして、ある程度、9月まで利用されていた方は10月も引き続きサービスは行われたと思っております。

○高柳委員

この安否確認についてちょっとお聞きします。その報告を求められて一番うれしいのは当然離れた御親族の方だと思いますが、この安否確認をされたとき、日々毎日その御親族の方に報告されているかどうか。その内容等について。

○江頭高齢福祉課長

届けることが完了したことについては、報告をしておりません。その都度報告ということではしておりません。

ただ、先ほど申したとおり、お弁当を届けたけどもいらっしゃらないといった場合は、私どものほう、あるいはおたっしゃ本舗のほうに連絡があるようになっております。

そして、特に緊急を要する場合については、私どものほうから消防署などにも通報するようにいたしております。

○高柳委員

ということは、日々の確認で親族の方に報告が来なかったから安心したというような内容の捉え方でよろしいですね。

○高齢福祉課副課長兼介護予防係長

通常は安否確認サービスという形で弁当配達をして、いらっしゃったら連絡はもちろんないですけども、不在の場合には、当然、申請されていたところの家族とかに連絡が行くような形になります。

通常はありませんが、最終的にどういった形で安否確認したのかというのは、家族に報告が行くようになっております。

○白倉委員

いただいている決算資料2の安否確認事業として、出ている数値というのは、全てお弁当をとっていらっしゃる方というふうに認識していいわけですね。

それが確認できましたら、例えば、これ自体は安否確認事業で、オプションでお弁当をつけることも可ということですので、安否確認事業自体のニーズは割と高いんじゃないかなと思うんですが、どういった形で広めていいか。お弁当は要らないと、例えば、今は、業者とか、いろんなところでそういうサービスがあったりしますので、ヘルパーも来るし、でもそれ以外に安否確認が欲しいなんていうところは、あとどういうふうに事業展開をこの数値を見てされていかれるのかなとこの決算を見て思うんですが、まずこれが全部イ

コールのものなのか、お弁当はとらんでも安否確認だけするという部分は、どういうふう
に——結構大変だと思うんですよ。ここにうたわれておりますが、定期的に自宅を訪問し、
利用者の安否を確認したと。

そうやってきたら、先ほど高柳委員が言われたようないろんな部分というのが、事業と
してこう先が相まってくるんですが、そこはどうお考えでしょうか。

○江頭高齢福祉課長

まず1点目、このサービスを昨年の10月から行っておりますけれども、今のところ、安
否確認だけでいいというような申請はあっておりません。ですから、皆さん該当する方は
お弁当を頼まれているところでございます。

それから、そういったニーズがあるだろうから掘り起こしということでしょうけども、
私どもとしても、先ほどお答えしましたとおり、地域のほうに入っていったときにはこう
いったサービスがありますよということでPRをしているところでございますけども、や
はり民間のサービスですとか、それから、この安否確認を頼まなくても、介護保険のサー
ビスをもう既に受けているから定期的に安否確認ができていう方もいらっしゃると思
いますけれども、ただ、とにかくそういった機会を見つけて、私どももこの事業周知を
図って、必要な方には適正な利用ができるように、そういった周知を図っていきたくい
うふうに思っているところでございます。

○重松委員長

ありがとうございました。ただ、安否確認の場合は、配達に行き、手渡し、それで安
否確認なのか。それともある程度、配達に行き、そこで何らかの時間の余裕を持って、
多少の会話を交わすということまで、そこで安否確認を初めてするのか。そこら辺を配食
の方はどういった形でされていますか。

○高齢福祉課副課長兼介護予防係長

まごころ弁当のほうで御自宅のほうにお伺いをして、基本、該当者の方にサインをいた
だくか、印鑑をいただくか、お話をするかして、玄関先に置いて帰るようなことではだめ
ということではしております。必ず会話なりしてもらいます

○重松委員長

会話をするね。はい、わかりました。

○村岡委員

今、弁当と一緒に、安否確認のみというのはないという報告だったんですけど、済みま
せん。安否確認のみの要望があったときに、お弁当の場合だと食事の時間帯である程度絞
られるんですけども、安否確認のみというときは、例えば何時に安否確認に来ますという
約束でいていただくとかという形になるんですか。

お弁当とかという時間の縛りがないと、なかなか指定できないのかなと思うんですが、
そういった場合はどういうふうにするんですか。

○江頭高齢福祉課長

お弁当を頼む頼まないにかかわらず、安否確認が必要だというふうにチェック表で認められた方につきましては、利用決定通知を出す前に、利用回数、それから曜日、そういったところも今調整しておりますので、お弁当であればお昼どきというのが一つの目安だったんですけども、お弁当を頼まれない方につきましては、そういった相談ですね、何時ごろに来てほしいといったところも協議はできると思います。

ただ、配食業者につきましては、やっぱりお昼どきにはまだ配っておりますので、その前後とか、その範囲の中で調整ができればというふうに思っております。

○福井委員

安否確認の部分で、当然今の村岡委員の質問じゃないけども、将来的にはふえるかもしれんし、現実に今の場合、まごころ弁当が行かれていますけども、今までの半年間、平成27年度分で、例えば、行っておられたけども非常に状況が悪いと。こういったケースの場合に、単なる弁当屋というわけじゃないんだけど、介護保険制度みたいなことについての内容がまだ十分熟知されなくて、十二分なフォローができないということのケースがなかったのかどうか。その辺だけちょっとお伺いしたいと思います。

○江頭高齢福祉課長

介護保険的な対応ができていっているかどうかは、また後で担当から説明いたしますけれども、平成27年度で申しますと、重大な事案としては、上半期ではクッキングセンターが対応されていたところでやはり倒れられていたと。すぐ連絡を受けて私どもも急行しましたけれども、これはもう病院のほうに搬送された後でございました。大事には至っておりません。

ただ、本年の2月にまごころ弁当が配送に行ったところ、心肺停止の状態で倒れられていたと。これもすぐに対応いたしましたけども、こちらの方につきましては、残念ながらお亡くなりになられたというふうなこともあっております。

それから、行ったときに介護保険的な知識とか、そういったところの説明は、ちょっと担当のほうから説明させていただきます。

○高齢福祉課副課長兼介護予防係長

まごころ弁当のほうの職員にも、こういったおたっしや本舗とかにつないでいくような形のことも伝えておりますので、場合によっては、介護の必要な方がもしいらっしやったら、おたっしや本舗なり、高齢福祉課のほうに連絡いただいでつなぐような体制をとっております。

○松永憲明副委員長

最後に、いろんなネットワークを使って見守りをしていくというのは非常に大事なことだろうと私は話を聞いて思うんですけども、ちなみに今年度はふえてきていますか。

○江頭高齢福祉課長

今現在、40ちょっとの利用になっておりますので、昨年度末から比較してもそんなにふ

えてはいない状況です。

申請自体はあっておりまして、サービスも開始をしておりますけども、どうしても介護の認定など持った方でいらっしゃると思いますので、最悪のときは亡くなられたケースもございますし、その後入所されたりということで若干減る傾向にございますので、そのこのところ、申請を加えて、何とか今は現状を保っているような状況でございます。

ただ、必要な方には適正に利用できるように広報には努めたいと思っております。

○白倉委員

確かに推移はわかるんですけども、逆にまた介護保険法が変わって施設入所の条件が厳しくなりましたよね、地域でというので。ですから、これからふえていくことも想定される事業ですので、その辺の考え方として、以前は本当に地域のところが、地域の施設とかいろんなどころのお弁当を配食してもらって、配食サービス自体はもうずっと以前からありましたので、配食してもらって手渡ししてもらうとか、地域地域で実情を見ながらのサービスであったと思うんですね。

この1カ所の委託が可能かどうか、現実、これから先、しっかり見ていていただきたいというのが、例えば、三瀬も佐賀市ですよ、南部も佐賀市ですよ。その中で、こういったところのニーズも考えながら、安否確認事業として展開していくなら、そういったところも今後しっかりと成果を見ていていただきたいなと思いますが、もっと地域と連携して地域に戻してというふうな考えは今のところございませんか。

今、業者が決まったばかりで、ここがどうこうというつもりは全然ないですよ。ある程度もう限界があるんじゃないですかということなんですね、クッキングセンターも限界があったように。

○江頭高齢福祉課長

やはり委員御指摘のとおり、介護保険法が改正されまして、相互支援事業ということで、住民支援による生活支援ということになりますので、そういった意味では、業者に頼るばかりではなくて、住民による見守り、そういったものも当然検討しなくてはいけないと思います。

それから、業者につきましては、昨年、事業を開始するときに市内の弁当業者などに確認したところ、市内に配達をしているというところは数多くございましたけども、安否確認というところでは、まごころ弁当だけしかありませんでした。

ただ、そのお話を聞く中で、行く行くは、お弁当も配達しているのでそういった安否確認事業についても検討したいという業者も幾つかございましたので、このまごころ弁当だけで全てをカバーし続けるという考えではございませんので、もしニーズが多ければ、そういったところも考えていきたいと思っております。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら、積み残しも2つあったですね。

○成富福祉総務課長

1つが、自治会長と兼務されている14名の方の世帯数についてということでございましたけども、最低で87世帯、最高で253世帯の担当をお持ちのようです。

平均いたしますと、178世帯ということで、全体で183と申しておりましたので、特段に多いとか少ないとかいうことではないようでございます。

それと、もう一つでございますけども、複数の行政区を持っている民生委員ということでございますけども、2つ以上ということで整理しましたところ、194人の方が複数区の自治会をお持ちのようです。率でいきますと、4割ぐらいの方が複数区を持っているというような数値になっているところ、でございます。

○重松委員長

それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、これで配食サービス事業についての説明及び質疑を終了いたします。

保健福祉部関係の執行部の方は退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部入れかわり

○重松委員長

それでは、次にこども教育部でございますけど、まず執行部の皆様に申し上げます。

委員各位には、一つの案件当たり執行部からの説明及び委員の質疑、合わせて30分をめぐるといふことになっておりますので、執行部の方もこの時間に合わせて簡潔な説明をお願いしておきます。

それでは、児童クラブ運営経費について、執行部の説明を求めます。

◎児童クラブ運営経費について 説明

○重松委員長

ただいま、執行部から児童クラブ運営経費について説明がございましたけども、委員の皆さんから御質疑をお受けしたいと思っております。

○山口委員

もし私が勘違いしていたら申しわけありません。平成26年度までと平成27年度からの運営の中身が、方法とかが若干変わったと思うんですが、変わった内容を御説明いただけますでしょうか。

○久我こども家庭課長

まず、変わったところといたしましては、先ほど御説明いたしましたように、指導員に関しましては、指導員の資格が設けられたというところでございます。1単位に対しまして、2人配置しなければいけません、そのうち1人は資格を持った者を配置することと

なっております。

それが指導員に関することと、あと運営に関しましては、平成26年度までは運営協議会——保護者様とかによるですね——運営協議会で運営されていたところを直営に変更しております。そういったところもございます。

また、利用料につきましても見直しをしております。平成27年度からは、基本料金が3,000円、延長が1,500円、土曜日利用が1,500円ということで、月ごとの波がなく、定額という形を設定しております。以上でございます。

○白倉委員

指導員の確保というのが非常に難しいところであろうと思いますが、それが理由で待機も出ている、4年生以上もちょっと受け入れられていないという現状が佐賀市であるんですが、きょう表にお示しいただいている嘱託職員、日日雇用、有償ボランティア、このあたりの金額等に対しては、県内他市との比較において、どれぐらいの感じになっているのでしょうか。

○こども家庭課こども育成係長

他市との比較で申し上げますと、まずこの嘱託は、以前、小城市とかでは嘱託制度で、数年前までリーダーに月額11万何ぼという形にされていたんですけど、直近の分で調査をしているところで行きますと、リーダーで14万9,000円ということで、嘱託自体は佐賀市とさほど差はないような状況でございます。

あと時給につきましては、それぞれの市町でいろいろと違いはございますけれども、多久市で826円であるとか、伊万里市ではちょっと若干高目の888円であるとか、ただし、多久も伊万里も嘱託を配置していない状況ですので、佐賀市みたいに嘱託と有償ボランティアと日日雇用という3形態というのは、なかなか同じような形態というのは、よその市町ではない形になっております。

○永渕委員

嘱託職員のことをちょっとお尋ねいたします。

嘱託職員を配置できているところとできていないところがありますが、この嘱託職員の年齢層とか募集のやり方や傾向、どういう方が応募されているか、その傾向を聞きたいんですけれど。

○こども家庭課こども育成係長

嘱託職員につきましては平成27年度に初めて導入いたしましたもので、そのときに全児童クラブを回り、まずは、今いらっしゃる指導員の中で、日日雇用とか、有償ボランティアの中で嘱託になれる方がいらっしゃれば、そのまま同じクラブで勤務ができますので、というところで第一義的にお話をしてまいっております。

あわせて、市報の1月1日号、市の嘱託職員の募集のところと一緒に掲載をいたしまして、広く募集をかけさせていただいております。

これはいろんな、例えば、福祉とか児童のところを志される大学生ですね、20代の方とかがこういった嘱託職員に応募ができるような形というのも想定をいたしまして、募集をかけたところです。

実際に、数名、20代の方、大学を出られた方でそういった福祉を志される方の採用も行っているところでございます。

○永淵委員

平均年齢とかわかりますか。

○こども家庭課こども育成係長

ちょっと年齢の分は——今の私の感覚でいきますと、やっぱり一番多いのは、今まで指導員をされていた方、40代後半とか50代の方が多かったり、先ほど申しあげました20代の方も入ってこられたりというのがありますので、感覚的にいくと50代前半ぐらいなのかなという感覚を持っているところです。

○白倉委員

嘱託員の皆さん本当に頑張っているところなんですけど、市内33小学校区の中で、従来型でいろいろ運営をされてきたところが合併して、ずっと今までの経緯があって、平成27年度にこれを出していただいているんですけど、利用時間等々においても、でこぼこといいますかね、大体みんな公平な部分で使えるようになったのでしょうか。富士町なんかも含めてですね、ちょっとそのあたりの説明をお願いします。

○こども家庭課こども育成係長

利用時間で申し上げますと、例えば川副地区は社協から佐賀市に直営という形になりましたので、運営協議会も佐賀市直営ということになっておりますけれども、利用時間は全て統一をさせていただいて、直営化にするときには保護者の方への説明会とかを開きながら、同じ条件に合わせているところでございます。

ただし、富士地区につきましては、やはり以前から申し上げているような形で、御年配の指導員が多く、延長までできないというのもありまして、富士は延長がなく5時までと、土曜日現場ではなく、松梅の児童館に行っていたくような形と、長期休業も同じく松梅のほうで開催という形で実施させていただいているところです。

○山口委員

嘱託職員がいらっしゃるところが平成27年度現在で18校、約半分しかいらっしゃらないんですが、これは嘱託職員が仮にしようがいまいが日日雇用職員と有償ボランティアで賄っていけるものなのか。そのあたりいかがでしょうか。

○こども家庭課こども育成係長

そうですね、日日雇用職員も有償ボランティアもそうなんですけど、嘱託職員は、まずは私たちの表現でいくと、生え抜きでできればというのがそこであったんですけども、生え抜きの方と新しく採用された方との配置を初年度なのでなかなかですね、日日雇用職

員も有償ボランティアの方も手を挙げる方が、ちょっと1年様子を見ようかとか、家庭の都合もあつたりとかいうのもあつたりして、まずは様子を見ましょうという形で、試行的と言うとあれですけど、平成27年度はスタートさせていただいています。

その中で嘱託職員がいるクラブといないクラブとの差が出ないような形で私どもは配置をしながら、研修とかというのもやりながら、させていただいているところです。

平成27年度に至っては、嘱託職員がいないからこんなふぐあいが出ましたよというのはあっておりません。

○松永憲明副委員長

面積と1人当たりの収容人数、それから、平成27年4月段階における登録児童数と待機数という関連性を見たときに、上から勸興、神野、本庄、鍋島、久保泉、開成、川上、春日北、東与賀、久保田、今申し上げた校区の放課後児童クラブが1人当たりの収容人数をオーバーして、そしてなおかつ、一部には待機が出ているという状況であります。

専用の放課後児童クラブの施設を今後、これは、拡充していく予定で執行部としては考えられているのかどうか、まずそこをお聞きしたいんですが。

○こども家庭課こども育成係長

おっしゃるとおり、1.65平米の面積を満たしていないところをまず解消しないといけない。それと、そこで待機が出ているところも解消していかないといけないというところで、まずは第1に学校の多目的室であるとか、なかなか余裕はないんですけども、生活科室、余裕教室ですね、そういうところを一部屋お借りして、大体一部屋63平米ぐらいありますので、38人ぐらいは追加で入ることができますので、まずはそこを確保の工作を進めております。

それで、余裕がない学校というものもございますので、そういったところについては、専用館の検討であるとかというのを今後進めていくような計画をいたしております。

○高柳委員

本来この児童クラブの、嘱託職員、日日雇用職員、有償ボランティアの方は子どもに当然接しながら、いろんな動向等をチェックされていると思いますが、その内容等について、学校等への報告を求められているものなのか、そこで終わっているものなのか、その辺のことをちょっと御説明ください。

○こども家庭課こども育成係長

まさに子どもたちは、クラブに来る子も学校に来る子も同じ子になりますので、まずお話をしているのは、例えば嘱託職員というのは、子どもが来るのが2時、3時なんですけれども、12時半から配置をしていろんな準備をしております。その中で、例えば学校との連携を——きのうクラブでこの子とこの子がけんかをしたんだけどというものがあれば、きのうの夕方に発生していますので、それを翌日のお昼ぐらいになるんですけど、学校の先生のほうに情報提供をするような形で、学校の先生はきのう何があったのかがわからない

まま、きょうこの子は荒れているねとかというのがありますので、そこは情報を提供しましょうねと。

逆に、今度は学校のほうで夕方までに何か子ども同士のトラブルがあっていたときに、クラブに来て、クラブの先生がびっくりされたり、いやいやきのうまで仲がよかったのに、きょうは何で来た途端にけんかするんだらうとかというのがあったりするので、そういったときには担任の先生にクラブに来ていただいてというのもちょっと、全体的にやれているかということそこまではないんですけど、そういったやりとりをしていただくようにクラブのほうには話しておるし、私どもも入っていつているというところですよ。

○高柳委員

非常に学校現場の中では、クラス単位の中での友達つき合いで、放課後になったら縦社会の中でのつき合いということで、非常に指導される嘱託職員、日日雇用職員、有償ボランティアの方は大変だと思いますが、ひとつここが人間づくりの基礎となりますので、しっかりとした、当然スキルある方を選任されておられると思いますが、学校側も日々それを吸い取るような中身でやっていただくと、指導者の方もやる気が出るかなということだと思いますので、ぜひ連携強化をお願いしたいと思います。

○重松委員長

この児童クラブは国県補助だと思いますけども、例えば、国のガイドラインでは大体指導員1人当たり40人ぐらいがいいということなんですけども、例えばその児童数によって補助金の加算額とかいろいろ違ってくるんですかね。

○こども家庭課こども育成係長

今回、国県補助、交付金という形で参りますけれども、年間で登録をしている、お預かりしている児童数に応じた補助金の基準額というのが設定をされておりますので、その中でうちのほうも運営をさせていただいているというところですよ。

また、例えば、障がい児の分でプラスで指導員を配置しなければいけないとかになったときには、条件はつくんですけれども、その分の加算というのもあります。

○重松委員長

例えば延長保育じゃないけど、長時間になったと、時間割りのそういった加算とかはあるんですか。

○こども家庭課こども育成係長

日数の加算プラス時間の加算というのもございます。

○山口委員

単純な質問です。嘱託職員の一番下の欄に金額、給与等が書いてあるんですが、週30時間勤務で1日6時間とあるんですが、実際に児童クラブにいらっしゃる時間で6時間といたら何時から何時までいらっしゃるのかなと思うんですけど。

○こども家庭課こども育成係長

きょうみたいな平日であれば、終わりの時間が6時半、延長の最後までいらっしゃる6時半終わり、クラブに来て勤務を始めるのが12時半スタート、12時半から6時半までで6時間という勤務になっております。

○高柳委員

日日雇用職員、有償ボランティアの単価なんですけど、これは経験年数に応じながら、当然個人差が出てくるものではないでしょうか。

○こども家庭課こども育成係長

佐賀市の日日雇用の単価で時給に割り戻しておりますので、経験年数が多くなったからふえるところではなくて、毎年の佐賀市の日日雇用職員の単価を準用して、使わせていただいております。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかはないようでございますので、これで児童クラブ運営経費についての説明及び質疑を終了いたします。

こども教育部関係の執行部の方は退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部入れかわり

○重松委員長

そしたら、社会教育部も今待機していますので、続けていきたいと思えます。

それでは、社会教育部ですけれども、まず執行部の皆さんに申し上げます。

各委員には、事前に1つの案件当たり、説明と、また委員の質疑、合わせて30分をめぐるといって承諾いただいております。そういうことで、執行部の皆さん方もこの時間に合わせて簡潔な説明をお願いしたいと思います。

それでは、各種スポーツ大会開催補助経費について、執行部の説明を求めます。

◎各種スポーツ大会開催補助経費について 説明

○重松委員長

ただいま執行部から、各種スポーツ大会開催補助経費について説明がございましたけれども、委員の皆さんから何か御質疑等ありましたらお受けしたいと思います。

○江頭委員

この障がいスポーツの部分はちょっと別としまして、4つの中で北部連合尚武会演武大会は神崎市とまたがっているからなかなか切れないという部分はあったんでしょうけど、あとの3つというのは、当然歴史も長くて、合併してふるさと創生基金の活用ですよ。

土井旗・土井杯は前から基金があったということで、今、まだ地区のふるさと創生基金がありますけれども、例えば、こういういろんな大会の中で、ふるさと創生基金活用の中でできるとした場合は補助するんですか。こういうリストに上がっていくんですか。それ

とも各種スポーツ大会開催補助経費というのは、今、列記されている、今まで長年やられてきたこの6大会だけで、あとはもうふやさない方針なのか、その辺はどうか。

○稲富スポーツ振興課長

補助のあり方については先ほど申したように、申し出、要望とか、そういうことで、大会ごとにそれぞれ違っております。ですので、案件ごとに、当然その大会については今までのまちの歴史とかもあると思いますので、それについては、1件ごとにこちらのほうで、内部で協議させていただきたいというふうに考えております。よくお話を聞いてということですね。

○江頭委員

ということは、もうきちっと歴史が長くてとか、ふるさと創生基金というのはまた活用も難しい話になると思うんですけど、それなりの大会の今までの経緯とかいうものを判断するということで、その検討する余地はいっぱいあると、窓口はあるということで理解していいんですね。

○稲富スポーツ振興課長

委員のおっしゃるとおり、案件ごとにこちらとしても大会の背景とかを加味しながら、検討を内部のほうでしていきたいと考えております。

○福井委員

この6つですけれども、それぞれ参加者の人数をお示しいただきたいのと、それから――これは載っているのかな。それはいいです。

そしたら、補助のいわゆる基準というか、根拠というか、そこをちょっとお示しいただけますか。

○稲富スポーツ振興課長

補助の基準ですけれども、最初のハーフマラソンについては、市民のスポーツへの関心を高め、健康で潤いのあるまちづくりに寄与しているというような点を加味して考えております。また、次の北部連合の大会についても、市民のスポーツに対する関心を高め……。

額の基準ですけれども、ハーフマラソンについては、当初、平成18年度から100万円の補助で始まっております。ただ、平成20年度から自動計測器を導入し、協賛金の減少ということもありまして、基金を使って1,300万円になっています。

(発言する者あり)

済みません。130万円で、平成20年度から210万円というふうになっております。平成18年度が100万円、平成19年度が80万円、平成20年度が210万円というふうになっています。

平成23年度までが210万円になりまして、あと平成24年度からは、コース変更によって警備員の増加等がありまして、基金が1,500万円というふうになっております。

(発言する者あり)

済みません。150万円というふうになっています。

平成24年度については、2,270万円。——済みません、227万円。平成25年度については221万3,000円、平成26年度については218万1,000円、平成27年度については198万1,000円というふうになっております。

続いて、北部連合につきましては、先ほど言いましたように、15万円の金額は変更をしておりません。土井旗・土井杯についても、当初の50万円がずっとそのまま続いているところでございます。三瀬旗少年剣道大会につきましては、当初、大会の最初の準備経費も含めまして、平成25年度に180万円、あとは平成26年度、平成27年度80万円というふうに推移しております。むつごろうバスケットボール大会につきましては……

○福井委員

その基準と聞いているのは、例えば、人数がこうですからこうですよとか、また、大会の経費については、例えば、参加費を皆さんで拠出をされるので、それを勘案して全体のこれぐらいですとか、そういうふうなもろもろのことが各大会についてあると思うんですけども、今回、我々も決算でこうやってテーマに取り上げる理由の一つは、この辺の基準というのがばらばらで、このままでいいのかなとか、いろんなそれぞれのお考えもあるので、当然のことながら課題にしているの、今言われたようなことだとちょっとよくわからんというか、そういうことなんですよ。

その辺の御説明をいただけますか。そういう意味での基準ということをちょっと。

○重松委員長

ちょっと時間とっていいですよ。ほかの意見を聞きます。基準をまとめてください。

(「関連でいいですか」と呼ぶ者あり)

○山口委員

基準については今、質問が出たんですが、一覧表にある補助金額、これはあくまで佐賀市が出した補助ですよ。全体的な事業予算というのは、全部の事業でどれくらいあるのか。それは多分わかりだと思んですが、いかがでしょうか。

○重松委員長

そしたら、全体の事業予算からお願いします。

○稲富スポーツ振興課長

富士しゃくなげ湖ハーフマラソンが545万円、次の北部連合尚武会が37万1,000円、次の土井旗・土井杯ですけども、これが柔道、剣道分かれています、柔道が21万6,000円、剣道が44万9,000円、続いて三瀬旗少年剣道大会が237万円、続いて、むつごろうCUPバスケット……

(発言する者あり)

○重松委員長

参考までに言ってください。

○稲富スポーツ振興課長

バスケットボールが40万4,678円、交流大会が27万4,000円。

○山口委員

もう下の2つは省きます。三瀬の少年剣道と土井旗・土井杯というのは、補助額が50万円、80万円、それぞれに対して、括弧内の数字というのはあくまで基金を繰り入った額です。もう100%基金の分を補助しているということなんですが、富士しゃくなげ湖マラソンに関しましては、198万1,000円の補助に対して基金の分は130万円ということで、ここだけ全額でないという理由は何かあるのか。

それともう一つは、それぞれ基金といっても、ずっとそのまま基金は残っていくわけじゃないんで、もし、基金がなくなっちゃったらこの補助というのは見直されるつもりなのか、そのあたりいかがでしょうか。

○稲富スポーツ振興課長

しゃくなげ湖ハーフマラソンについては、大会の経費が非常にかかってきたというところで、当初は一財をかけていて、それでも足りなかったということで、基金をかけています。大会の経費に合わせて一財を補填しているところでございます。

(発言する者あり)

○重松委員長

的確な答弁を。基金繰入額と実際の補助が違うと、そこの違い。

わかる人で結構でございます。

そしたら、ちょっともう一つの質問の基金がなくなった場合どうするのかというのをお願いします。ちょっと調べてください。金額は。言えんなら言えませんが、一言、質問が出ていますので、答弁をお願いします。

○スポーツ振興課副課長兼スポーツ係長

富士のマラソンについてなんですけれども、ふるさと創生基金は130万円ということで、定額で推移しております。途中、平成24年度、平成25年度、平成26年度におきましては、嘉瀬川ダム完成記念大会とか、あと記念大会について150万円という形で3年間はしております。その後は、130万円というふるさと創生基金の定額です。

(発言する者あり)

○重松委員長

差額は何かと。

○スポーツ振興課副課長兼スポーツ係長

差額——68万1,000円を市の補助金として補填しているということです。

(「足りなかったから……」と呼ぶ者あり)

不足分です。

○重松委員長

何で足りなかったのかと、中身。経費がかかったかわからんけども、何の経費か、中身、

事業の内容。六十何万円は何の補助をしたか。

○山口委員

そしたら、もっと簡単にいきますね。

130万円というのは、あくまでも基金の中の定額で、それ以上は基金からは出せないということによろしいんですね。じゃ、それだけで足りなかった分の68万1,000円はそのほかから補填していますという意味合いでよろしいんでしょう。はい、わかりました。

そしたら、そのあたりがわかっていらっしゃるのであれば、さっき、福井委員からもお話があったように、全体的な事業費、それから、補助の金額はこれだけということであれば、そこにやっぱり何らかの基準があってこそこれだけの補助をしたということですから、その基準というのはぱっと出てこなければおかしいと思うんですけどね、いかがですか。

○重松委員長

基準については、まだ的確な回答ができないですかね。だから、基金があるうちはいいんですけども、基金がなくなった場合どうするかと、この補助金関係はということがまだ積み残しになっておりますので、そこをひとつお願いしたいんですけども、基準はちょっと後でいいです。

○稲富スポーツ振興課長

基金がなくなったところについてはということですが、当然今後、こちらのほうとしても再度検討していくようになると思います。

○重松委員長

前向きに検討するのか、そのときに何も言われんということね。それでよろしいですか、検討ということで。そしたら、基準の件がまだですね、そこら辺をちょっと。

○江副社会教育部長

私のほうから、その補助の考え方というか、ちょっとまとめさせていただきますけど、基本的には富士しゃくなげ湖は、先ほど説明したとおり、毎年毎年、事業費が変わってくるので、その部分を単費で補填しているということです。

130万円というのは固定費というか、今からずっとその130万円というのは動きませんので、そうせざるを得ないような補助金になっています。要するに運営費に係る経費について全て補助金ですから、事業費が動くと、当然、市の持ち出し、単費が上乘せになるという考え方です。

それと下の3つですね、北部連合、それから土井旗・土井杯、三瀬旗少年剣道大会、これは、合併前からの固定額というか、補助金額を固定して、うちのほうが、事業費が逆に言ったら動こうが何だろうが、例えば、北部連合が神崎市との取り決めもございますので、15万円という額は恐らく今からも変わってこないだろうし、事業費が仮に変わってもですね。それと、土井旗・土井杯については、これも固定費で20万円、30万円という形になると思います。

それから、三瀬の部分は、これは平成25年度に大会が見直されて規模が大きくなったので、それ相当の事業費、先ほど説明したとおり230万円ほどかかっていますので、そのうちの一部の80万円ということで、それ以外は、それぞれの大会でほかの収益をもって充てているというふうな実情です。

それと、最後の2つについては、これは補助要綱上で、事業費の2分の1以内を補助するということが明記していますので、ここは先ほどの事業費の2分の1以下の助成になっているというふうな決め方、考え方でございます。

○白倉委員

富士しゃくなげ湖ハーフマラソン大会、これは旧町のときからずっとあって、ポスターも今張ってあるんですけども、ちょっと言い方を変えれば、佐賀市がこの事業を委託しているというふうな考え方になるわけですよね、この補助金の出し方は。そうでもないんですか。

これは実行委員会形式で恐らくされていて、さが桜マラソン——地元の人としたら、今、さが桜マラソンが非常に大きな大会になってということはあるんですが、富士しゃくなげ湖ハーフマラソンにしても、今、いろんな可能性を秘めているところなんですね。

ですから、ちょっとどう言いますかね、例えば、極端な話、佐賀市の事業として主にやっているなら、それを地元の体協がしているという考え方に立ったらいいんですか。

というのが、普通、1団体に対する補助金の出し方として、全部の事業費でかかった分で、基金の分を引いて、あとは全部、一般財源で出しますよなんていうやり方というのは、余り見かけないんですよね。

例えば、これが次はもっと足りなかった、人件費の高騰とかいろいろ。それにも応じていくでしょうから、歴史から言えばですね。この大会形式というのはどういうふうに捉えたらいいんですかというのが1点。

それと、土井旗・土井杯、ここは固有の基金をお持ちなんですが、今、あとどれぐらい持っていらっしゃるのでしょうか。久保田としては持って合併されたものなんではないでしょうか。

○稲富スポーツ振興課長

富士しゃくなげ湖ハーフマラソンについては、実行委員会形式でやっております。今回の様子を見ても、地元の富士町の方たちがお集まりになって、昨年以上に熱心に討議をされているような工夫をされておるのが現状でございます。ですから、佐賀市としてもこういうふうな補助をして、実行委員会で積極的にしていく大会形式であるのがよろしいかと思えます。かなり若手の方もメンバーに加わって、活発にされているので、今の補助金をやる大会形式で、実行委員会が中心になってやるというほうがよろしいかというふうに考えております。

続いて、土井旗の基金については、残高が400万円程度ございます。

○松永憲明副委員長

富士しゃくなげ湖ハーフマラソンというのは、当初説明がありましたように、もともと健康マラソンでずっとやられてきたもので、富士支所をスタートにして、雄淵雌淵のほうに下って行って、熊の川のところから折り返してまた戻ってくるというやり方だったんですね。ところが、このダムができてから、ダムを中心としたイベントにしていこうということに変わって、今現在は北山校前をスタートして、ダムを一周するというようなコースをとられているわけです。

実行委員会形式にされているというのは、温泉組合との提携だとか、あるいは地元の地産地消を兼ねた食事の提供とか、いろんな方々とコラボ、連携をしながら、この大会を盛り上げていくという形になっておりまして、単に走るだけのイベントじゃないというのが大きな特徴になっているわけです。

したがって、富士体協だけでなく、支所の方々も含めまして、いろんなボランティアの方々を総動員した形で今日までずっと続けてやっておられるわけでありまして、私も地元の住民でありますけども、毎回開会式に行くわけですけども、何としてもやっぱりこれを残してやっていこうという地元の人たちの意気込みがあるわけでありまして、これについては、今後とも、創生基金がどういうふうになるのかわかりませんが、継続をしてやっていっていただきたいなというふうに思っています。

○重松委員長

PR……

○松永憲明副委員長

コマーシャルを込めまして……

○重松委員長

わかりました。そのようにしていただきたいと思います。

○福井委員

これは平成27年度の事業なので、新年度とは関係ないんですが、基本的にこの項目、いわゆる各種スポーツ大会の開催補助経費というのは、考え方としてはもう、新たな地域からのいろんなスポーツ大会をやっているときには、この項目には入らないと。

(発言する者あり)

申請を出せば検討するというので、それは正式な回答ですかね。

○重松委員長

それは会議録に載りますので。

○福井委員

おびたしい数あると思いますよ。その辺どうなんでしょうか、改めて。

○重松委員長

じゃ、確認をしていただきたいと思います。

○稲富スポーツ振興課長

大会の内容、意義とか、そういうのを総合的に判断してという意味で検討するということ、そういう意味で言いました。

○江頭委員

検討するというけど、今ここで審査しているのは、ここの中の基準を皆さん言っているわけですよね。検討するというのであれば、何の基準をもって検討するんだと。その基準を示してと。検討するということは、今度新たにこの大会ということで補助金を申請した場合に、検討する基準というのをあなたたちがどういうところで検討していくのかというその基準を示してくださいということなんですよ。

それを示せばすつといくわけ、納得するから、今、この審査をやっているんです。受け付けるわ、検討するわといたら、何の基準ですのかということなんです。

○重松委員長

何の基準をもって検討するかということですけども、答弁をお願いします。

○稲富スポーツ振興課長

先ほど申しましたように、今、佐賀市としては、委員が言われている一定の要件、基準、規定とかいうふうなものを設けていないのが現状でございます。

ですから、大会等もいろいろありますので、大会の支援のあり方については、他市の状況等を参考に、そういう基準、規定を設けるような調査研究をしていきたいというふうに考えております。

○重松委員長

江頭委員、いいですか。基準、規定を今から設けると、他市の状況を見ながら。

○白倉委員

今回、委員会での決算審査で再度説明をお願いしたのは、普通はこのデータ、決算資料とか、出していただいた資料を見て、私たちがすぐ理解というか、考えるのが、障がい者スポーツは別といたしましてね、あとのところは全部合併前からされているそれぞれのスポーツ大会であって、その伝統を佐賀市と合併したからといって絶やさないといいるところで、それぞれ基金とか目的の基金をお持ちだということで続けていっているというふうに私は解釈したんですが、今の答弁では、基金あるなし、旧町の歴史、全くそういうのは関係なくして、ある何らかの申請があれば、その都度、補助に適合するかどうかで検討していくという答弁でよろしいんですね。

○重松委員長

基金は別として、一般財源からでも出す形で、そういった基準を設けるのかと。

○白倉委員

これを残してきたような基準があったんじゃないですかとところをやっぱりみんな、それも含めて問うているわけですよね。いっぱい事業があるのでですね。

○江副社会教育部長

この各種大会補助金は、もうここに出しているとおりに、今まで旧町村でやっていた部分を引き継ぐために、ある意味では、その補助要綱を一本一本の名称をつけて制定したのが事実です。ですので、委員おっしゃるとおり、この補助要綱は一本一本の事業を見ながら、逆につくったわけですね。過去の旧町村でやっていた分を、そこを切るわけにもいかない。今までやっていた分を残そうという形での要綱のつくり方なので、今課長が説明したとおりに一本一本の要綱なので、ある意味じゃ新しい大会をしたいとかいう部分があるものについては、それは受け付けしないということは、できないんじゃないかと思っています。だから、それも個別に要綱をつくるなりして、その大会に対して佐賀市として支援ができるかという判断はすべきじゃないかと思っています。

そういう理由で検討の余地があると、受け付ける部分の要素はあるというふうな説明をしたと思っています。ただ、現実的には、今のうちの補助金は過去の旧町村で引っ張っていた部分だけに対して、補助事業として取り上げているのは事実ですし、その辺は今委員が言われたような状況にあると。新しい部分は今のところ、我々としては想定をしております。ただ、そういうふうな余地はあるということです。

○重松委員長

それでは、これで各種スポーツ大会開催補助経費についての説明及び質疑を終了いたします。社会教育部関係の執行部の皆さんは退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○重松委員長

委員の皆さん、どうもお疲れさまです。午前中、4つの案件についてそれぞれ執行部のほうから説明をいただきましたけども、この説明に基づきまして、7日水曜日の日に意見・提言をまとめたいと思っておりますけども、冒頭に言いましたけども、7日の意見・提言がスムーズに行きますように、午後から委員間討議を行いたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、開催時間を午後1時45分としますので、それまでちょっと休憩いたします。

◎午後0時33分～午後1時45分 休憩

○重松委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

午前中も言いましたけども、7日水曜日の取りまとめをスムーズに進めるために、ある程度、意見の集約をきょう図りたいと思っておりますので、これからちょっと委員間討議を行っていきたいと思います。

現時点で意見・提言を行う案件の候補としては、本日、再度執行部に説明を求めました、民生委員・児童委員経費と配食サービス事業、児童クラブ運営経費、各種スポーツ大会開

催補助経費の4件となっております。

これらの案件候補について、案件ごとに各委員の意見を確認して、意見・提言を行う案件を決定したいと思います。4件ともするのか、いやこの案件はいいと、3件にしようとか、そういった意見も出していただければと思います。

そして、決定した案件について、次回、7日水曜日の委員会において委員間討議を行い、案件の名称、意見・提言を行う理由、背景、案件に対する意見・提言などの内容を確認したいと思います。

◎意見・提言対象案件抽出に関する委員間協議

○重松委員長

討議の結果、意見・提言を行うべきものは、民生委員・児童委員経費と児童クラブ運営経費の2件となりました。

この2件については、委員の皆さん方から先ほど出していただいた意見をまとめて、次回の委員会でまた再度討議を行いたいと思います。

討議の内容としては、さっきも言いましたけども、案件の名称とか、意見・提言を行う理由、背景、案件に対する意見・提言などの内容を確認して、文案を正副委員長で作成したいと思いますので、そういった形でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのように進めていきたいと思います。

本当にきょうはありがとうございました。

次回は9月7日水曜日、10時を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで本日の文教福祉委員会を終了いたします。お疲れさまでした。